

マイナ保険証で限度額適用認定証の事前申請が不要

問 市民課
☎ 62-1233

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きをしていなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

マイナ保険証とは

マイナンバーカードを保険証として利用するもので、利用するにはマイナポータル等で申し込みが必要になります。また、市民課やカードリーダーを設置している医療機関や薬局などでも利用登録の支援を行っています。



限度額認定証とは

医療機関等の窓口でのお支払い（自己負担額）が高額になる場合に、所得に応じた限度額までのお支払いにするために医療機関や薬局に提示する認定証のことです。
※「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」があります。

利用するとどんなメリットがあるの？

これまで

医療機関等でのお支払いが高額になる場合、事前に「限度額適用認定証」の交付申請手続きが必要



これから

マイナ保険証を利用することにより、**医療機関等で限度額の情報が確認できるため、限度額適用認定証の交付申請手続きが不要**



どこの病院・薬局で利用できるの？

ステッカーを掲示している医療機関や薬局で利用できます。それ以外の医療機関・薬局では、引き続き健康保険証が必要ですので、破棄しないでください。
利用できる医療機関・薬局は厚生労働省 HP で公開しています。



厚労省 HP

ご注意を！

- ※「マイナ受付」が導入されていない医療機関等では利用できません。
- ※直近 12 ヶ月の入院日数が 90 日を超える市・県民税非課税世帯の方が、入院時の食事療養費等の減額をさらに受ける場合は、別途申請手続きが必要です。
- ※国民健康保険税に滞納がある場合は医療機関等で認定区分が確認できない場合があります。

介護用品給付および家族介護慰労金支給

問 長寿政策課 ☎ 62-1234

寝たきりや認知症など、重度要介護高齢者（65 歳以上）を在宅で介護している家族の経済的・身体的な介護負担を軽減し、高齢者の在宅生活の継続を支援します。

介護用品給付

支給内容	上限額以内で、紙オムツ・尿とりパッド・使い捨て手袋・消臭用品・清拭用品を支給します。	
主な要件	要介護高齢者が要介護 4 以上、またはそれに相当する状態であると認められる方であること。	
	要介護高齢者、介護家族ともに、介護保険料の滞納がないこと。	
	要介護高齢者、介護家族ともに、生活保護を受けていないこと。	
給付上限額	1 年間 1 人あたり 75,000 円以内	要介護高齢者が市民税非課税、介護家族が市民税課税の世帯 1 年間 1 人あたり 60,000 円以内

家族介護慰労金支給

支給内容	1 年間 1 家族あたり 10 万円を支給します。
主な要件	支給申請日前 1 年間、要介護高齢者が要介護 3 以上、またはそれに相当する状態であると認められる方であること。
	要介護高齢者、介護家族ともに、介護保険料の滞納がないこと。
	要介護高齢者、介護家族ともに、生活保護を受けていないこと。
	支給申請日前 1 年間、介護保険サービスの居宅サービスまたは施設サービスを利用しておらず、医療機関等に入院していないこと。 ※年間 10 日間以内の短期入所（ショートステイ）の利用または医療機関等への入院を除く。

持参物 介護保険被保険者証 申込先 長寿政策課予防係